
地方独立行政法人堺市立病院機構

職員給与規程の特例を定める規程

制 定 令和6年12月28日

最終改正 令和7年10月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、年末年始における特別の出務手当及び夜間・休日における成果報酬型の勤務手当を試行的に設けることで、職員の労働意欲の向上を図り、年末年始及び夜間・休日における病床稼働率及び救急応需率を向上することを目的とする。

(年末年始出務特別手当)

第2条 年末年始出務特別手当は、令和6年12月28日又は令和6年12月29日の勤務に、手術室において従事した職員のうち、手術を主たる業務として従事した医師、歯科医師及び専攻医（以下「医師等」という）の職員並びに手術介助を主たる業務として従事した看護職の職員並びに医療機器の操作管理等を主な業務として従事した医療技術職等の職員に、別表第1のとおり支給する。

2 前項の手当の支給を受ける職員には、地方独立行政法人堺市立病院機構給与規程第34条に規定する年末年始出務手当は重複して支給しない。

3 第1項の手当は、臨時又は緊急の必要その他の業務の必要により勤務した場合には支給しない。

(救急応需特別手当)

第3条 救急応需特別手当は、特定期間において、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）に規定する市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊からの患者の搬送依頼に対して応需を決定し、又は応需した患者の診療に、救急外来において従事した医師等、研修医及び看護職の職員に支給する。

2 前項の手当の額は、別表第2のとおりとする。

3 第1項の特定期間の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 令和6年12月28日午前8時30分から令和7年1月6日午前8時30分までの期間

(2) 令和7年1月6日午後5時00分から令和8年4月1日午前8時30分までの期間。ただし、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日は除く。）は午後5時00分から翌日午前8時30分までの時間に限る。

(救急入院特別手当)

第4条 救急入院特別手当は、前条の救急応需特別手当の支給要件の対象となる患者に入

院加療が必要となった場合において、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 前条の救急応需特別手当の支給対象となる医師等及び研修医の職員
- (2) 当該患者の入院加療を決定した医師等の職員
- (3) 当該患者の入院加療中の主治医又は主たる担当医となる医師等の職員

2 前項の手当の額は、別表第3のとおりとする。

3 第1項各号に掲げる2以上の支給要件に該当する職員においては、救急入院特別手当は重複して支給する。

(施行期日及び失効)

第5条 この規程は、制定の日から施行し、令和8年4月1日限り、その効力を失う。

別表第1 (第2条 年末年始出務特別手当)

名称	対象	手当の額	
年末年始出 務特別手当	医師等	1回の勤務が半日（4時間以下）	17,500円
		1回の勤務が1日（4時間を超え8時間以下）	35,000円
		1回の勤務が1.5日相当（8時間を超え12時間以下）	52,500円
		1回の勤務が2日相当（12時間を超える）	70,000円
	医師等以外の職員	1回の勤務が半日（4時間以下）	5,000円
		1回の勤務が1日（4時間を超え8時間以下）	10,000円
		1回の勤務が1.5日相当（8時間を超え12時間以下）	15,000円
		1回の勤務が2日相当（12時間を超える）	20,000円

別表第2 (第3条 救急応需特別手当)

名称	対象	手当の額 (1件あたり)
救急応需特別手当	医師等	1,000円
	研修医	300円
	看護職	100円
	救急救命士	100円

別表第3 (第4条 救急入院特別手当)

名称	対象	手当の額 (1件あたり)
救急入院特別手当	第4条第1項第1号に規定する職員 (医師等)	1,000円
	第4条第1項第1号に規定する職員 (研修医)	300円
	第4条第1項第2号に規定する職員	1,000円
	第4条第1項第3号に規定する職員	1,000円